



2026 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 東京エネシス
代 表 者 名 代表取締役社長
社長執行役員 眞島 俊昭
(コード番号 1945 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員 IR 担当 小林 孝彦
(TEL 03 - 6371 - 1947)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 2 月 16 日の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、「暮らしのより確かな基盤をつくる」を基本理念に掲げ、2030 年度におけるありたい姿として「一人ひとりの技術力でカーボンニュートラルをリードするクオリティファースト企業」を掲げてまいりました。2026 年度を最終年度とする中期経営計画では、「『人』を真ん中にした強くてしなやかな Q'd^(注)づくり」を基本方針とする中で、一人ひとりの技術力を強化し、お客さまの期待を越える品質を提供し続けられる企業の体現によって企業価値のさらなる向上を目指しております。

また、当社は、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に向け、資本市場との対話を通じ資本政策に関する検討を進めてまいりました。その過程で、企業価値を市場からより公正に評価いただくためには、株主構成を見直し、市場機能がより円滑に働く環境を整備することが必要であると認識を深めております。加えて、日本取引所グループが発表した「TOPIX 等の見直しの概要」によると、TOPIX 銘柄の選定基準として浮動株時価総額の累積比率が一定以上であることが求められております。当社は、大株主の保有比率が高いため、現状の浮動株ベースでの時価総額基準では TOPIX に組み入れられない可能性があり、それは当社の株主価値を毀損することにつながると認識しております。

今般、株主構成の多様化と TOPIX への組み入れ維持について総合的に検討を進める中で浮動株比率の向上に向けて、大株主である東京電力ホールディングス株式会社との対話と調整を重ねてまいりました。こうした協議の結果、東京電力ホールディングス株式会社より当社の目指す姿とその実現に向けた資本政策に理解をいただき、当社株式の円滑な売買機会を提供しつつ、当社株式の市場流動性の向上と株主構成の能動的な再構築を図ることが可能であると判断し、本件売出しを実施することいたしました。

なお、本件売出しの完了後も東京電力ホールディングス株式会社の保有株式数の割合（議決権ベース）は 18.0%以上が維持され、引き続き当社は東京電力ホールディングス株式会社の持分法適用関連会社であります。同社との関係性はなんら変わるものではなく、東京電力グループと東京エネシスは、引き続き緊密に連携し、電力の安定供給の責任を果たしながら、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。東京電力ホールディングス株式会社が本日付で公表している「保有株式の一部売却に関するお知らせ」もご参照ください。

(注) Q'd (キュード) : クオリティオリエンテッド。常に本質を問う企業でありたいとの願いを込めたシンボルワード

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,695,700 株 |
| (2) 売 出 人 | 東京電力ホールディングス株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 2 月 25 日（水）から 2026 年 3 月 2 日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 5 営業日後の日。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 社長執行役員 眞島 俊昭に一任する。 | |
| (10) 引受人の買取引受による売出しについては、2026 年 2 月 16 日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞2. をご参照）

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 404,300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が上記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人である東京電力ホールディングス株式会社から 404,300 株を上限として借入れる当社普通株式（当該借入先としての東京電力ホールディングス株式会社を以下「貸株人」という。）の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 社長執行役員 眞島 俊昭に一任する。
- (10) オーバーアロットメントによる売出しについては、2026 年 2 月 16 日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が貸株人から404,300株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は404,300株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2026年3月25日（水）を行使期限として、貸株人から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年3月25日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である東京電力ホールディングス株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、本件引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行及び当社の譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式の発行又は交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。